

## 取調べの可視化に関する法務省勉強会の検討結果（概要）

### 第1 検討の経緯

法務省では、取調べの可視化を実現するとの方針の下、平成21年10月、省内に、政務三役を中心とする勉強会及び法務副大臣を座長とするワーキンググループを設け、被疑者取調べの可視化の在り方について、着実に検討を進め、平成22年6月に公表した「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～」において、約1年間をかけて幅広い観点から国内外の調査を行った上、平成23年6月以降のできる限り早い時期に勉強会としての検討の成果を取りまとめる方針を明らかにした。

その後の平成22年9月に無罪判決が言い渡された厚労省元局長無罪事件においては、必ずしも相当とは言い難い誘導等により、客観的証拠や客観的事実と整合しない供述調書が作成されたのではないかと疑われるものが少なからず存在し、多数の検察官調書について特信性を否定されてその証拠請求が却下される事態となり、その取調べについては検察組織全体として深刻に受け止めるべき問題があった。

法務省では、今般、予定していた国内外の調査を終了し、同事件で明らかになった問題や調査の結果等を踏まえて検討を行った結果、被疑者取調べの可視化の在り方について一定の方向性を得たことから、勉強会としての検討の成果について取りまとめることとした。

### 第2 被疑者取調べの可視化の在り方（検討結果）

#### 1 可視化の目的等

- えん罪を防ぐなどの観点から、取調べの状況を客観的に記録し、公判で自白の任意性をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることを、可視化の中核的な目的とすべきである。
- 取調べの録音・録画にはその他にも様々なメリットがあり、それらを活かす観点からは、できる限り広い範囲を対象とした録音・録画制度を導入することが考えられる。

(1) 任意性を疑わせるような無理な取調べによって虚偽の自白調書が作成され、その任意性について誤った判断がなされた上、それが有罪の証拠とされてえん罪を生むことがないようにすることが重要であり、取調べの録音・録画の制度設計に当たって重視すべき点であることに疑いはない。

したがって、取調べの状況を客観的に把握し、公判において自白の任意性をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることを、取調べの可視化の中核的な目的とするべきである。

(2) また、取調べの録音・録画には、取調べの適正確保に資する、犯罪事実や情状の証拠として用いることができるなどのメリットもあり、これらを活かす観点からは、できる限り広い範囲を対象とした録音・録画制度を導入することが考えられる。

## 2 対象とすべき事件

- まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べを録音・録画の対象とすることが考えられる。
- 知的能力等に起因する一定の事情が認められる事件や検察官による独自捜査事件を対象とすることも考えられるが、現在検察で行っている全過程を含めた取調べの録音・録画の試行の検証結果を踏まえて検討を行うのが相当である。

(1) 諸外国の状況を見ても、多数の国・地域においては、おおむね重大な犯罪が録音・録画の対象事件とされているところ、我が国においても、自白の任意性をめぐる争いは、全体的に見れば極めて少ないものの、重大事件では比較的多く発生している。加えて、裁判員制度対象事件では裁判員に対して分かりやすい立証を行うことが強く要請されることからすると、裁判員制度対象事件は、可視化の目的に照らして、取調べの録音・録画を行う必要性が特に高いといえる。

また、自白の任意性が争われている事件の大部分は身柄事件であり、かつ、身柄拘束中の取調べで作成された供述調書の任意性が争われており、在宅での取調べにおける自白の任意性に疑いがあるとされるのは極めて例外的である上、諸外国の実情を見ても、身柄拘束下の取調べを録音・録画の対象としているところがほとんどである。

以上からすると、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者取調

べを録音・録画の対象とすることが考えられる。

- (2) その他に録音・録画の対象とすべき事件として、知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者の事件や検察官による独自捜査事件が考えられる。

もっとも、これらの事件については、法務大臣の指示を受け、現在、検察において全過程を含めた取調べの録音・録画の試行を行っているところであることから、その検証結果を踏まえて検討を行うことが相当と考えられる。

### 3 対象とすべき範囲等

- 取調べの録音・録画の必要性と現実性との間でバランスのとれた制度とする観点から、対象とする範囲を適切に定める必要がある。
- その際、録音・録画の義務に違反して行われた取調べによって得られた供述の証拠能力をどのように考えるかについても、関連する問題と併せて、検討を行う必要がある。

- (1) 身柄拘束下の被疑者取調べのうち、どの範囲の取調べを録音・録画の対象とすべきかについては、取調べ状況を客観的に記録して自白の任意性に関する的確な判断を容易にするという観点や不適正な取調べを抑制して被疑者の人権を擁護するという観点からすると、身柄拘束後のできる限り広範囲の取調べを録音・録画の対象とすることが望ましいとも考えられる。他方で、現在実施されている取調べの一部の録音・録画であっても一定の効果を認めることができること、取調べの全過程を録音・録画した場合の負担やコストは相当大きなものとなると考えられること、録音・録画が取調べの機能を障害する具体的なおそれが認められることなどを考慮すると、個別の具体的事情を問わず一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当でないと考えられる。

取調べの録音・録画制度の設計に当たっては、録音・録画の必要性と現実性や捜査・公判の機能に与える支障等との間でバランスのとれたものとする必要がある。

もっとも、今般の検討では、広範囲の取調べの録音・録画の実績が乏しいため、必ずしも実証的な検討を十分に行うことができなかつた面は否定できない。そこで、録音・録画の対象とすべき範囲については、検察における録音・録画の検証結果をも踏まえて、法制審議会において、更に実証的な検討が行われる必要がある。

る。

- (2) 録音・録画の義務に違反して行われた取調べによって得られた供述の証拠能力をどのように考えるかは、録音・録画の対象とすべき取調べの範囲の在り方や録音・録画の義務付けの在り方等とも密接に関連する問題であるため、今後、法制審議会において、これら関連する問題と併せて、検討が行われる必要がある。

#### 4 法制審議会における検討

法制審議会での検討においては、この勉強会のほか、国家公安委員会委員長主催の研究会における検討の成果を十分に踏まえるとともに、実証的な検討を行う観点から、録音・録画の検証結果を十分に活用すべきである。

取調べの録音・録画制度を設計する上で、いくつかの問題点を法制審議会における検討に委ねることとしたいが、法制審議会での検討に当たっては、この勉強会における検討の成果のほか、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」での検討の成果を十分に踏まえるとともに、実証的な検討を行うとの観点から、検察における録音・録画の検証結果を十分に活用すべきである。

#### 5 検察の運用による録音・録画の拡大

取調べの録音・録画の実現に向けた取組を一層推進し、法制審議会において、十分な実証的資料に基づき、充実した検討が行われることに資するため

- 検察の運用により実施している裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大すべきである。
- 具体的には、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における検察官による被疑者取調べについて、できる限り広い範囲で録音・録画を行うこととし
  - ① 現在の実施指針上録音・録画の対象となる事件については原則として全事件において録音・録画を行うこと
  - ② 例えば、否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面を録音・録画するなど否認事件についても録音・録画の対象とするほか、身柄拘束の初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べ、いまだ供述調書を作成してい

ない事項に係る取調べ等を含め、様々な録音・録画を行うこととすべきである。

取調べの録音・録画の実現に向けた取組を一層推進し、その具体的な制度設計について、法制審議会において、十分な実証的資料に基づき、充実した調査審議が行われることに資するため、検察の運用により現在実施している裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大し、様々な録音・録画を行うこととするべきである。

すなわち、検察においては、重大犯罪の典型である裁判員制度対象事件は事案の真相解明と犯人の的確な検挙及び処罰が特に強く求められるものであることを考慮しつつ、新たな刑事司法制度の下における取調べの録音・録画制度の具体的な設計に当たって有益なものとなるよう、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における検察官による被疑者取調べについて、公訴官としての観点をも踏まえ、できる限り広い範囲で録音・録画を行うこととした上、1年後を目途として、録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を行って、その結果を公表することとするべきである。